

## 仙台市「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等（案） の市民意見募集（パブリックコメント）の結果について

### 1 募集期間

平成28年8月25日（木）から9月23日（金）まで

### 2 募集方法

市政だより9月号および市ホームページに募集情報を掲載

市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各地域包括支援センター、シルバーセンター、福祉プラザ、介護保険課、各区障害高齢課、総合支所保健福祉課で資料配布。（ホームページでも取得可）

### 3 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール（宛先は健康福祉局介護保険課）

### 4 意見募集の結果

(1) 提出者数 20人・団体

(2) 意見件数 50件

### 5 主な意見と仙台市の考え方 ※詳細は参考資料1を参照

【「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬に関する意見】 19件

・緩和したサービス（訪問型・通所型）については、報酬を介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同等にすること。

→緩和した基準によって適用されるサービスの運用経費の縮減が見込まれることから、新たに設定したもの。各種加算については、現行と同程度の設定をしている。

・訪問型サービスで身体介護が必要な場合は、現行相当のサービスで行うこと。

→身体介護については、緩和した基準（訪問型）であっても、現行と同様に有資格者が介護することとしている。

・資格を持たない新たな介護従事者への研修は、専門性や質が確保できる内容とすること。また、通年を通じた研修の実施、実施場所、実施時間、託児などに配慮すること。また、仙台市として継続的なフォローアップ研修を実施すること。

→訪問型における従業者については、当該サービスに従事する前に、仙台市が実施する研修を受講する。その後、当該サービスに従事してからは、現行の予防給付

の場合と同様、事業者が職員の質の向上に努めるよう規定し、事業者に資質向上の取り組みを指導する。

・通所型の「緩和した基準によるサービス」に合わせて、時間延長できるようなサービスを創設すること。

→「緩和した基準によるサービス」におけるサービス提供時間は、おおむね 2～3 時間を想定しており、提供時間の延長サービスに対する加算等は想定していない。

・緩和した基準による通所サービス対象者をどのような人と想定し、およそ何人程度で、地域に何か所程度の受け皿が必要だと計画しているのか。

→緩和した基準による通所サービスの対象者は、要支援の認定を受けた方、新たに豊齢力チェックリストの判定に該当される方と見込んでいる。

現在の介護保険事業計画で、平成 29 年度までの要支援の方の人数と利用回数については豊齢力チェックリストの判定に該当される方も含めて見込んでいる。施設数については、具体的な想定はしていないが、平成 30 年度以降の人数、利用回数については、次期計画において策定。(第 6 期介護保険事業計画における平成 29 年度の要支援者のデイサービス利用見込数は 301, 450 回/年。)

#### 【豊齢力（基本）チェックリストに関する意見】 9 件

・「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」や、チェックリストについて、相談者にわかりやすく説明すること。地域包括支援センターまたは各区役所、総合支所へ相談があった場合、誰もが必要な介護サービスを受けられる権利を保障するために、要支援・要介護認定申請を基本とし、チェックリストは希望者のみとすること。

→豊齢力チェックリストは、相談内容を確認し、利用可能なサービスを説明した上で、ご本人の選択により実施する。その実施にあたっては、丁寧な説明を行っていく。

#### 【多様な主体（ボランティア団体、NPO等）によるサービスに関する意見】 6 件

・検討中ということだが、現状の認識と方向性について明らかにすること。

→見守りやサロン活動など、さまざまな住民主体の取り組みの充実重要であると考えている。現在住民主体による訪問・通所型生活支援モデル事業を実施しているところであり、この検証も踏まえながら、検討を進める。

【制度の周知に関する意見】 5 件

- ・サービス事業者、地域包括支援センター等、現場を最も知る方々の意見をしっかりと聴き設計することが重要。そのためにも、2016年11月、サービス事業者に対する説明会、2017年1月からのサービス提供事業者の指定申請受付、3月からの新規利用者への相談受付開始となっているが、前倒しで実施するよう検討すること。

→来年4月の制度の施行に向けて、今後速やかにホームページ、市政だよりでの周知のほか、パンフレットなどを準備し、説明を実施していく。

地域包括支援センター及び各区役所・総合支所の窓口においても、丁寧な説明に努める。

【その他に関する意見】 11 件

- ・介護事業所の人手不足、質の確保が社会的に大きな問題になっている。仙台市として「育成」と「確保」のために、相当の財源も準備し、展望ある方針を明確にすること。

→介護人材の確保については、全国的に重要な課題であると認識している。本市としても、引き続き県や関係団体などと連携しながら、人材の育成・確保策について検討を進める。

- ・利用者の負担は、現行の介護保険サービスと同じく1割負担を堅持すること。

→利用者負担は、現行の介護給付及び介護予防給付と同様に1割（一定程度の所得がある場合は2割）と変わらない。